

留 意 事 項

佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）
における法人の「役員」及び「使用人」について

- ・ 措置要領別表第2（その2）第1号（贈賄）、第3号及び第4号（競売入札妨害又は談合）の「役員」とは、会社法又は独占禁止法上の役員に限らず、顧問、相談役、参与、代理人等、有資格者である個人又は法人の事業の経営に実質的に関与している者も含むものであり、当該措置要件に該当する行為者を「役員」及び「使用人」の両方とすることで、名称の如何にかかわらず有資格者の事業のために働くすべての者を指すものである。